

小美玉市教育委員会の共催等名義使用に関する事務取扱要綱

教育委員会告示第7号

平成22年10月25日

(趣旨)

第1条 この告示は、主催者が小美玉市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、共催又は後援に関して同委員会の名義を使用（以下「共催等名義使用」という。）する場合に必要な事務手続きを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示においての用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主催者とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校又は学校の連合体
 - ウ 公益法人又は公共的団体
 - エ その他教育委員会が特に認めた団体
- (2) 共催とは、主催者と共同で事業の企画・運営を行い、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援とは、会活動や事業の趣旨に賛同し、その事業の開催を支援・援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 委員会は、共催等名義使用の承認について、次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければ承認しない。

- (1) 小美玉市の教育施策の振興発展に寄与するもの
- (2) 青少年の健全育成を阻害するおそれのないもの
- (3) 入場料、出品料、参加費等参加者に負担を求めるとき、その金額が社会通念上適正な額であるもの
- (4) 特定の政治的又は宗教的色彩を有しないもの及び営利目的としないもの

(5) 公序良俗に反しないもの

(6) 開催地が市内であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる場合はこの限りではない。

(申請の手続)

第4条 共催等名義使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、共催・後援名義使用申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、事業実施の30日前までに委員会に提出しなければならない。

(使用の承認等)

第5条 委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る名義使用の可否について審査し、その結果を共催・後援名義使用決定通知書（様式第2号）により、10日以内に申請者に通知するものとする。

2 前項により名義使用の承認を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、承認後において、当該申請内容に変更が生じた場合は直ちに共催・後援名義使用変更申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 委員会は前条による承認後において、当該事業が第3条の規定に抵触すると認められる場合は、共催・後援名義使用承認取消通知書（様式第4号）により承認を取り消すものとする。

(報告書の提出)

第7条 事業実施者は、事業完了後速やかに、共催・後援事業実施報告書（様式第5号）と関係書類を委員会に提出しなければならない。

(事務処理)

第8条 共催又は後援名義についての事務処理は、学校教育課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の旧要項によってした処分，手続きその他の行為は，新要綱の相当規定によってした処分，手続きその他の行為とみなす。